

国費送還中にスラジュさんを死亡させた入管職員の

起訴相当議決を求める嘆願書

2010年3月22日、ガーナ国籍の Abubakar Awudu Suraj さん（以下、スラジュさん）が国費送還中に死亡しました。同年12月、送還に付き添っていた入管職員10名が特別公務員暴行陵虐致死罪容疑で書類送検されました。

事件から2年4か月経った2012年7月3日、千葉地検はこれら職員10名に対し、嫌疑なしの不起訴処分としました。スラジュさんの死亡は、スラジュさんの心臓にもともとあったとする疾患が原因であるとし、送還中の入管職員の制圧行為（認められていない戒具での過剰な制圧）との因果関係はないという判断です。

当初、死因は不明だったにもかかわらず、事件から2年以上経って、検察が死因としたスラジュさんの心臓疾患の発見に私たちは大きな疑問を感じています。仮に心臓疾患があったとしても、それが制圧行為と全く関係なく発症したというのも、とても信じられません。送還状況のビデオ撮影を入管職員自身が中止していることは、制圧の内容が記録に残せないほど過剰で残酷な行為であったことを疑わせます。

入管職員の行為は起訴相当であることは明らかです。不起訴処分は、入管職員といういわば身内に対する検察の、判断の甘さ、事実の歪曲によるものと確信しています。スラジュさんのご遺族も厳重な処罰を求めています。この事件について慎重にご審査の上、強制起訴となるようご判断ください。

名前 (Name)	住所 (Address)

集約先：ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY (A.P.F.S.)

東京都板橋区大山東町 56-6-301

FAX：03-3579-0197